

平成31年3月15日
大阪府立かわち野高等学校
校長 幸川由美子

春季休業中の諸注意等について

期末考査も終わり、まもなく春休みです。開放感からややもすると生活習慣を乱してしまうこととなりますので、ご家庭でも長期に渡る休業期間中、以下の各項目につきましては特にご指導下さいますようよろしくお願い致します。

1、生徒指導について

- 1) スマートフォン等を利用した、インターネット上の問題事象の防止
スマートフォン等の急激な普及に伴い、有害なサイトにアクセスし犯罪に巻き込まれたり、LINE や Twitter 等の SNS 上において、特定の生徒に対する誹謗中傷が行われたり、SNS 上で知り合った面識のない者に誘い出され被害に遭ったり、いわゆる「JKビジネス」や自撮り被害などによる性的被害に遭う事象が起っています。
また、安易に個人情報（写真も含む）をサイトへ掲載するなど、人権問題に関わる事象に巻き込まれないように注意してください。特定の生徒に対する誹謗中傷が行われる等の「ネット上のいじめ」の問題や、サイトへの書き込みやメールのやりとりが原因となって、問題も発生しています。こういうスマートフォン等の利用に起因する問題に巻き込まれないように、ご家庭でも十分気をつけて下さい。
- 2) いじめの防止
文部科学省が平成29年3月に改定した「いじめの防止等のための基本的な方針」及び大阪府が平成30年3月に改定した「大阪府いじめ防止基本方針」、「学校いじめ基本方針」に基づき、全教職員がいじめ防止対策に取り組んでいます。
とりわけ、いじめの認知率向上のため実態把握と早期発見に努めるため、アンケート調査等でいじめを発見した場合や継続して支援が必要な場合は学校全体で対応します。
末尾記載の「すこやか教育相談24」等もご活用ください。
- 3) 生徒が自ら命を絶つ事象の防止
生徒が自ら命を絶つ原因は複雑で様々です。本校でも教育相談を充実させ、必要に応じてはスクールカウンセラー等と連携して、生徒の小さな変化やサインを見逃さない体制づくりを進めています。
- 4) 薬物乱用の防止
薬物乱用についてはどの学校でも起こり得るという認識のもと、覚せい剤、大麻、危険ドラッグなどが心身にもたらす悪影響や、薬物乱用を規制する法律について御認識ください。夜遊びや外泊などは、そうした事につながる危険性もはらんでいます。
- 5) 喫煙及び飲酒の防止
喫煙による健康への悪影響や飲酒による成長期の身体への悪影響があります。また、法令（未成年者ほ喫煙及び飲酒を禁止する法律）でも禁止されていますのでご家庭でもご指導願います。
- 6) 頭髪等について
本校では頭髪において、パーマをかけたり、毛を染めたり脱色することは禁止しています。春休み中ご家庭におかれましてもよろしくご指導下さい。
万一そのような状態で登校した場合には、指導致しますので直ちに改善させて下さい。

2、安全危機管理について

- 1) 交通安全指導
府内では自転車による重大事故で高校生が加害者となった例も発生していることを踏まえ、交通安全に対する意識を高め、また交通安全の重要性について御認識ください。
携帯電話等片手運転・スピードの出しすぎ・信号無視等が原因となっています。自転車は軽車両で道路交通法が適用されます。バイクや自動車の運転同様の注意が必要です。
毎年、府立高校の生徒が、春休み中の単車事故により、その後の学校生活に支障をきたしています。時には、死亡事故に至る場合もあります。
制服で運転していたり、単車で登下校が発見された場合には特別指導があります。
- 2) 部活動等
顧問の付き添いがある場合に限り、午後5時まで活動を認めています。部活動においては、事前に計画を十分検討したうえで、個々の生徒の健康状態を常に把握するなど、安全管理、指導に万全を期したいと考えていますので、ご協力をお願いします
- 3) 児童虐待の防止
児童虐待の防止等に関する法律において、早期発見の努力義務及び通告義務が学校及び教職員に課せられていることを踏まえ、虐待行為に起因する生徒の変化等について、十分な注意観察を行うことで早期発見に努め、発見した場合は、市町村児童虐待担当課又は児童相談所(子ども家庭センター等)に通告し、通告後も関係機関と連携して継続的な支援を行うこととしています。
- 4) 生徒への注意喚起および安否確認等
生徒が、事件・事故に巻き込まれることのないよう、ご家庭でも改めて注意をお願いします。

青少年育成条例・施行規則が改正により、保護者は18歳未満の青少年に対し正当な理由がある場合を除き、午後11時以後 早朝4時までは外出させてはいけなくなっています。

3、春休み中の行動について

生徒一人一人の行動が本校全体の印象につながり、自分たちの進路や、地域の人々や子供達に大きな影響を与えることを十分理解して下さい。
春休みは日頃不足しがちな家庭学習を補う絶好のチャンスです。不得意科目の克服や読書など計画的な学習を心がけさせて下さい。春休みを有効に過ごすかどうかが実力アップのカギをにぎっています。十分に努力するようご指導をお願いします。
また、生徒の進路（進学・就職など）について、比較的時間のあるこの時期を利用してご家庭で時間をかけて話をして下さい。

4、アルバイトについて

アルバイトは得られる「益」よりも「害」の方が多い場合がありますので、学校としてはアルバイトは原則禁止です。やむを得ずアルバイトを行う時は、職種の選択やアルバイト先の内情について、教育上・安全上の観点から、ご家庭においても十分確認の上ご指導下さい。
特にアルバイト生に対し、違法労働を強要したり、犯罪まがいの行為をするような悪質な雇用者も増えていきますので、くれぐれもご注意下さい。また、高校生の夜10時以降に及ぶアルバイトは、違法行為であるだけでなく、夜遊びや好ましくない交友関係につながりやすく、犯罪や事件・事故などに巻き込まれる危険性が高いので、絶対やめさせて下さい。

裏面に続きます

5、春休み中の登校について

部活動・補習を問わず、登校するときは必ず制服で登校させて下さい。ジャージなど、部活動の服装、スリッパやクロックスによる登下校は禁止です。これについては春休み中も普通の学校生活と同じです。

6、遅刻・欠席について

休暇中も学校がある時と同様、規則正しい生活を送るようご指導ください。生活の基本はまず時間を守ることから始まります。「通知票」の出欠欄を確認の上、ご家庭での指導をよろしくお願ひします。

7、危機管理体制及び学校・警察相互連絡について

春季休業中に、生徒の様子の変化や事故等ありましたら、必ず担任または学校までご連絡下さるようお願い致します。「児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度」に基づき、非行等問題行動の防止および安全確保に向け所轄の警察と連携を計っています。

8、教育相談体制の充実について

生徒指導上の課題を抱える生徒や保護者に対しては、教育相談の実施等よりきめ細かな支援に努めています。右記の相談窓口もご利用下さい。

大阪府立かわち野高等学校

電話 072-963-7002 (代表)

8:20～16:50 にお願ひします

* 『すこやか教育相談24』

0120-0-78310 (無料)

24時間対応の電話相談窓口です

* 『すこやか教育相談』大阪府教育センター

「すこやかホットライン」 (子どもからの相談)

06-6607-7361

Eメール: sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

「さわやかホットライン」 (保護者からの相談)

06-6607-7362

Eメール: sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

電話相談: 月曜日～金曜日 9:30～17:30 (祝日・年末年始は休みです)

Eメール相談: 24時間窓口設置 (但し回答は後日)

Fax 相談 (06-6607-9826) : 24時間窓口設置 (但し回答は後日)

面接相談: 学校を通しての予約が必要です (祝日・年末年始は休みです)

* 『子ども家庭相談室』被害者救済システム

子ども専用: 0120-928-704 (無料)

子ども・保護者等: 06-4394-8754

月・火・木曜日 10:00～20:00 (祝日・年末年始は休みです)

大阪府教育委員会が運用する、民間連携支援機関による相談窓口です

* 『チャイルドライン』チャイルドライン支援センター

電話: 0120-99-7777 (無料)

毎日 16:00～21:00

18歳までの子ども専用電話

* 『わかぼちダイヤル』大阪府こころの健康センター

電話: 06-6607-8814

水曜日 9:30～17:00 (祝日・年末年始は休みです)

大阪府 (大阪市・堺市をのぞく) にお住いの40歳未満の方